附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　次に掲げる省令の規定の適用については、平成三十一年八月一日前に製造された安全帯（要求性能墜落制止用器具（第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）又は同日において現に製造している安全帯（要求性能墜落制止用器具に該当するものを除く。）は、平成三十四年一月一日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなす。

一　第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第百三十条の五第一項及び第三項、第百四十二条第一項及び第三項、第百五十一条の百二十七、第百九十四条の二十二、第二百四十七条、第三百六十条、第三百七十五条、第三百八十三条の三、第三百八十三条の五、第四百四条、第五百十七条の五、第五百十七条の九、第五百十七条の十三、第五百十七条の十八、第五百十七条の二十三、第五百十八条第二項、第五百十九条第二項、第五百二十条、第五百二十一条、第五百三十二条の二、第五百三十三条、第五百三十九条の二、第五百三十九条の六、第五百三十九条の七、第五百三十九条の九、第五百五十二条第二項及び第四項、第五百六十三条第三項及び第六項、第五百六十四条、第五百六十六条並びに第五百七十五条の六第二項及び第四項

二　第二条の規定による改正後のボイラー及び圧力容器安全規則第十六条

三　第三条の規定による改正後のクレーン等安全規則第二十七条第二項及び第三項、第三十三条第二項、第七十三条第二項及び第三項、第七十五条の二第二項、第百十八条第二項、第百五十三条第二項並びに第百九十一条第二項

四　第四条の規定による改正後のゴンドラ安全規則第十七条

五　第五条の規定による改正後の酸素欠乏症等防止規則第六条及び第七条

○経済産業省令第三十六号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十九条、第八十三条及び第九十五条の規定に基づき、ガス事業会計規則及びガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業会計規則及びガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（ガス事業会計規則の一部改正）

第一条　ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下に点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下に点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第1（第2条関係）

Ⅰ　固定資産

(3)　投資その他の資産

改正後			
款	項	備	考
［略］	［略］	［略］ ［割ゐ］	［略］
繰延税金資産			
その他投資		［略］	

Ⅱ　流動資産

改正後			
款	項	備	考
［略］		［略］	
売掛金		［略］	
	［略］	［略］	
	受注工事売掛金		
	その他売掛金	関係会社に対する卸売に係るものを除く。	
［略］	［略］	［略］	

別表第1（第2条関係）

Ⅰ　固定資産

(3)　投資その他の資産

改正前			
款	項	備	考
［略］	［略］	［略］	［略］
繰延税金資産			税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、流動資産に整理されるものを除く。
その他投資		［略］	

Ⅱ　流動資産

改正前			
款	項	備	考
［略］		［略］	
売掛金		［略］	
	［略］	［略］	
	受注工事売掛金		
	その他売掛金	同上	
［略］	［略］	［略］	